

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

平成31年3月13日（水）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第31号「所沢市市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

平井委員

平成31年10月1日から消費税率が変わるということだが、今の政治状況を見てみると、変わらないかもしれないということもあるが、その場合はどうするのか。

小峯市民医療  
センター総務  
担当参事

国の動向に合わせて、適切に対応していきます。

赤川委員

消費税が5%から8%に増税になった時にも同じように値上げしたのか。

小峯市民医療  
センター総務

そのとおりです。

担当参事

赤川委員

その時の影響はどうだったか。

小峯市民医療

医療機関全体では、病院の収益となる診療報酬は非課税のため、受診

センター総務

者や入院患者等から消費税を受け取れません。一方で、支出となる診療

担当参事

材料や医療機器の購入にあたっては、消費税が課せられていますので、消費増税の影響で病院負担分がふえてしまったということは報道等で聞いています。市民医療センターでは、使用料等の改正について受診者への周知を十分に行ったことで、特に混乱はありませんでした。

**【質疑終結】**

**【意見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第31号に対し反対の立場から意見を申し上げます。議案第31号の所沢市市民医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定ですが、30年前の消費税が3%で導入されたときに、所沢市議会は使用料や利用料への消費税の課税を反対して、市の使用料や利用料などの多くに消費税を課さなかった経緯がある。

その中で、消費税を課した使用料等について、市民医療センターだけではなく、たとえ消費税が値上げされたとしても、市民医療センター

の使用料、手数料の部分に対して、消費税を増税しないことを求めて、  
反対の意見とします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第31号に対して賛成の立場  
から意見を申し上げます。消費税率変更に伴う改定ですので、賛成しま  
す。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第31号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき  
ものと決する。

休 憩（午前9時4分）

（説明員交代）

再 開（午前9時6分）

○議案第28号「所沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第30号「所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

平井委員

老人福祉センターに指定管理者制度を導入する一番の理由は何か。

田中高齢者支

4つの老人福祉センターに、正規職員として1人ずつ現業職のケアワ

援課主幹

ーカーが配属されていまして、現在4人ですが、開園日であっても正規職員が不在となる勤務シフトを組まざるを得ない状況となっています。

この状況は危機管理上適切でないことから、指定管理者制度を導入することとなりました。

平井委員

ケアワーカーが1人足りないのであれば、1人雇用すれば今までどおり直営でやっていけるのではないか。

田中高齢者支

ケアワーカーを補充できればよいが、定員管理計画で現業不補充の中

援課主幹

では、ケアワーカーを採用して補充することが難しい状況です。

平井委員

現在いるケアワーカーは今後どうなるのか。

田中高齢者支

対象であるケアワーカーについては、定年となるまでは老人福祉セン

援課主幹	ターでの勤務を予定しています。
平井委員	指定管理者となったところの職員となるということか。
田中高齢者支 援課主幹	市の職員のみで、直営の老人福祉センターに異動し、直営の老人福祉センターでは2人のケアワーカーを配置することを予定しています。
新井高齢者支 援課長	平成32年3月に4人のケアワーカーのうち、1人が定年により退職し、ケアワーカーが3人となります。先ほど、危機管理体制とありましたが、このままでは、平成32年度には4荘のうち1荘に欠員が生じることからさやまがおか荘と緑寿荘について指定管理者制度を導入し、今あるセンターに2人ずつ配置することを考えています。
植村福祉部長	現在、老人福祉センターが4荘ありまして、緑寿荘とさやまがおか荘だけに今回指定管理者制度を導入することとしています。うしぬま荘とあづま荘が残りますので、そちらにケアワーカーに異動していただいて市の直営の荘で引き続き勤務をしていただくこととなります。
平井委員	定員管理計画は知っているが、随分昔に現在の副市長に定員管理計画があったとしても現場で働く人が大事であることから本当に要求があれば雇用することも可能であると聞いていて安心していたが、このように

どんどん現場の職員を減らしていくことは果たして所沢市にとっていいことなのか考えてもらいたい。現場の声をつかむ人がいなくなってしまう。このことについて部長はどのように考えているのか。

植村福祉部長

現場の声については、指定管理者制度の導入後においても、四半期ごとのモニタリングや市へ寄せられるご意見も多いと思いますので、指定管理者になったから直接声が聞けないということではないと考えています。

小林委員

老人憩の家ではすでに指定管理者による運営となっているが、実際に利用されている市民にとっては、意見がなかなか通らないと聞いている。東日本大震災のときには、正規職員がいることで急遽避難者の対応ができたことなどがあつた。そういうときのためにはどうなのか。また、さやまがおか荘と緑寿荘だけに指定管理者制度を導入する理由を伺いたい。

田中高齢者支

援課主幹

避難所の関係については、これまでもあづま荘だけでなく、さくら荘、こてさし荘が避難所となりましたが、指定管理者であるがゆえに対応が遅れたことはなかったと思います。職員が不慣れな部分があつて反省すべき点があつたかもしれませんが、指定管理者であるがゆえの対応の遅れはなかったと思います。また、今回の2荘の指定管理者制度の導入に

については、まずは、ケアワーカーが勤務する先としてうしぬま荘とあづま荘を残したところもありますが、正規職員が不在の日を解消する目的としてケアワーカーの勤務も考慮し、2荘の直営を残すこととしました。

小林委員

さやまがおか荘と緑寿荘を残して、ほかを指定管理者による運営とすることも考えられるが、なぜこの2荘に限定したのか。

田中高齢者支  
援課主幹

今回、指定管理者制度を導入するのは、さやまがおか荘と緑寿荘ですが、こちらについては複合施設であり、単に老人福祉施設だけではありません。今後、避難所として使われる場合には、他の施設利用者との調整が必要であり、単独の老人福祉施設であるうしぬま荘とあづま荘は、直営で市の職員が管理していますのでより迅速な対応ができることなどを考慮し、この2荘を直営として残すこととしています。また、うしぬま荘については、これまで老人福祉センター、老人憩の家の統括的な位置づけとしていましたことから、直営として残すこととしています。

小林委員

うしぬま荘は、今まで統括的な役割を果たしてきたとのことだが、これから2施設に指定管理者制度が導入されて、うしぬま荘が統括してきた連携について指定管理者との関係はどうなるのか。また、複合施設であるのでどのような指定管理者を選定していこうとしているのか。また、複合施設における市との関係はどのように考えているのか。

田中高齢者支 援課主幹	うしぬま荘については、今後も統括的な位置づけを変更する予定はありません。指定管理者制度を導入しても、今までの各荘の連携体制をなくすことは好ましくないことから、連携については、仕様書や事前の調整も含め、うしぬま荘を筆頭とする連携体制を維持していきたいと考えています。また、複合施設における指定管理者制度導入になりますが、今までも複合施設内の連携体制、連絡体制がとれていましたので、その部分を崩さないように連携体制を維持していきたいと考えています。
新井高齢者支 援課長	現在、老人憩の家の指定管理者であるシルバー人材センターや公共施設管理公社を初め、その他スポーツ施設を運営されている事業者等が想定されますが、まだ募集の段階ではありませんので、今後、検討していくものです。
赤川委員	指定管理者制度を導入する理由として、議案資料ナンバー3に日高市が西部地域まちづくり協議会に加入することとあるが、近隣市の方の利用状況はいかがか。
植村福祉部長	ダイアに日高市が加入することにより併せて必要な個所の条例を改正するもので、日高市が加入することが指定管理者制度を導入する理由ではありません。

赤川委員

状況はどうかと聞いている。

田中高齢者支

平成31年2月末現在における平成30年度の市外の方の利用につい

援課主幹

ては、うしぬま荘が3人、あづま荘が5人、さやまがおか荘が1, 22  
3人、緑寿荘が188人です。

赤川委員

指定管理者制度を導入する理由としては、職員のシフトや定員適正化  
など職員の都合であるが、平成16年の最初の指定管理者制度の導入の  
際には、このような施設は指定管理者制度になじまないとの説明をされ  
ていた。そのときも結局はなじまない理由としていろいろ説明していた  
が、そこに勤務する職員がいることからすぐには導入できないというこ  
とから、少しずつ指定管理者制度に移行していった経緯がある。導入当  
時は、老人福祉施設はきめ細やかな対応が必要であるから指定管理者制  
度はなじまないと答弁していたが、本当は職員の都合であったのか。

植村福祉部長

当時の議論は細かいところまでは把握していませんが、福祉施設には  
なじまないというのは、高齢者のお世話をする方の継続性を重視してい  
たのではないかと思います。当時、ケアワーカーなどの人数も多かった  
ことから、ケアワーカーの異動先といった問題も理由としてあったもの  
と思います。現業職不補充の中で、人数も減ってきています。障害者施

設や介護施設はお世話する方が変わったことによる利用者の動揺などが大きく、障害者施設は今も非公募により指定管理者を選定していますが、老人福祉センターや老人憩の家については、高齢者の方が主体的に活動する施設でもあることから、特に職員が変わったことにより利用者が動揺して利用できないといったことはないと認識しておりますので、徐々に変わってきたものと考えています。

小林委員

今までケアワーカーは、市の職員として頑張って、利用者との信頼関係を築き上げられている。その中で定員管理計画だけで線を引くことは、職員の誇りを汚すこととなると思うが、現場の声を聴いたのか。

田中高齢者支  
援課主幹

ケアワーカーは、個人で勉強されて介護福祉士の資格など、いろんな資格を取られていて、利用者一人ひとりに対してきめ細かい対応をされていることは承知していますし、利用者からの高い評価をいただいています。一人ひとりと話をして、熱い思いを持たれて仕事に対して誇りを持たれていますので、この点については一切否定するものではなく、むしろ市の職員として尊敬をしています。この件については、市の職員が不在の日があるという安全な施設運営の面からの問題を解消する理由がありましたので、今までのケアワーカーの頑張りなどを否定するつもりはないことについてご理解をいただきたいと思います。

この件については、現場の声そのものは聞いてはいませんが、パブリ

ックコメントを実施し、一般の方からは特に反対とのご意見はありませんでした。もちろん、職員に対しては説明を行っておりますし、臨時職員に対してもこの件について説明をしているところです。

平井委員

組合との交渉はどうなっているのか。

田中高齢者支  
援課主幹

平成30年7月18日、自治労、自治労連に合同説明会を実施し、1  
2月25日に合同の組合交渉を行いました。

平井委員

その結果は。

田中高齢者支  
援課主幹

交渉の結果、指定管理者制度の導入については了解という形となっ  
ています。

新井高齢者支  
援課長

組合からの回答は、現業職が不補充の中で、指定管理者制度を導入す  
ることはやむを得ないであろう。指定管理者制度において、市民サービ  
スが低下しないこと、4荘のうち2荘を指定管理者制度とするので、今  
後も現業職の補充と直営の2荘を残すことを関係課に高齢者支援課から  
強く働きかけていただきたいとの回答をいただいています。

**【質疑終結】**

## 【意見】

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第30号に対して反対の立場から意見を申し上げます。議案第30号の所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてですが、4つの施設合わせて約15万2,000人の方が利用されています。所沢市では現場の声を聞く場所がなく、老人福祉センターが唯一、高齢者の実態を把握できる場所だった。施設の職員も非常に頑張っており、自分で資格を取得したりして、言ってはいけないこと、いいことがきっちりわかっている、高齢者の生活相談にも応じていた。そういった意味では、指定管理者にされてしまうと、今までのようなこともできるかどうか不安でもあり、労働組合との話し合いでもあったように、今後も現業職不補充ということで、現場の声を切っていくことをしていただきたいことを申し添えて、反対の意見とします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第30号に対して賛成の立場から意見を申し上げます。民間の知恵をさらに活用していただき、新しい施設づくりをしていただきたい。また、働き方改革や危機管理体制など十分に検討されていると考えますので、賛成いたします。

## 【意見終結】

**【採 決】**

議案第30号については、挙手多数、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時16分）

（説明員交代）

再 開（午前9時19分）

○議案第22号「所沢市特定教育・保育施設等重大事故再発防止検証委員会条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

平井委員

この条例をつくった一番の目的は何か。

並木こども政  
策担当参事

特定教育保育施設、保育園、認定こども園、幼稚園が該当しますが、これらの施設を利用する子供が亡くなるような重大事故が全国的に起きていることで国からこれらのことについて第三者機関で検証を行うことを求める通知がありました。それに基づいて委員会を設置するための条例を制定するものです。

平井委員

構成メンバーが、医師、弁護士、知識経験者、特定教育・保育施設等従事者、その他市長が必要と認める者とあるが、候補者について具体的な名前が挙がっているのか。

並木こども政  
策担当参事

実際に、委嘱する方の選考は、まだ行っておりません。

平井委員

以前、自分の地域で実際にお子さんが亡くなってしまった事故があったが、その一番の問題は、そこで働いている人数が少なく、常駐すべき

保育士がいなかったために死亡された事故があった。そういった意味で、この委員会を設置することでどういうことが期待されるのか。

並木こども政策担当参事 死亡事故が起きた場合の発生原因と原因を追究し予防するための方策を検証委員会において審議し、報告書にまとめ、他の事業所に知らせ、それにより再発防止を図るものです。

平井委員 委員は、事故があった場合は、その現場に出向いて検証することまでを職務としているのか。

並木こども政策担当参事 委員については、現地施設の調査、関係者からのヒアリングなどを行い、報告書をまとめることを職務として考えています。

福原委員 重大事故が発生した場合の原因究明、再発防止の審議としているが、起きてからよりは、起きる前に全国の事例をもとに本市における注意点などの協議を行う場はあるのか。

町田こども未来部次長 事前の防止については、認可外施設を例にしますと、ブレスチェックの状況やそういった確認を現場に職員が行き、この部分については気をつけてくださいというような個別対応を行っているものです。

福原委員	他の自治体においても、同様に事故が起きた場合に附属機関を設置するものなのか。
並木こども政策担当参事	さいたま市については、事故が起きる前に設置し、事故が起きた後2か月で審議に入っています。川口市においては、事故が発生した後に組織を立ち上げたため、10か月後の審議となっています。
福原委員	さいたま市は、事故が起きないようにする審査をしていることでしょうか。
並木こども政策担当参事	さいたま市についても、事故が起きたときにすぐに検証ができることを目的として事前に設置したものだと思います。
福原委員	さいたま市は、市として他市事例などをもとに事故防止の協議を行うてはないということでしょうか。
並木こども政策担当参事	今回設置する委員会については、重大事故が起きたことに対しての検証組織となりまして、未然防止については、市の職員が監査という形で行っています。
中村委員	死んだ場合は当然委員会のお題になるが、重篤な傷病の状態となる事

故に当てはまらない場合には、この委員会の議論のお題に上がらないことが想定され、この委員会をつくった意味がなくなることが運用において考えられる。この重篤な傷病の状態となる事故については、どう考え、この条例を運用するのか。

並木こども政  
策担当参事

重篤な傷病の状態については、意識不明によるこん睡状態、これは遷延性意識障害という呼び方ですが、これと高次脳機能障害、脳の損傷による認知障害の2つを想定しています。それ以外については、対象の事案からは外れるということで取り扱いをしたいと考えています。

中村委員

対象の事案となるかどうか否かについて、委員の判断は求めないということか。

並木こども政  
策担当参事

対象事案かどうかの判断については、市が判断するものと考えています。

中村委員

議案資料ナンバー3にある原因究明と責任追及で、原因究明には丸がついていて、責任追及についてはバツの印があるが、原因究明は取り上げ、責任追及は行わないということかと思うが、あまり違いがよくわからないが、どのように考えているのか。

並木こども政  
策担当参事 原因については、発生要因を究明することとなり、責任については、個人的に誰が悪かったという犯人捜しになりますので、検証委員会の目的から外れるものと考えています。

中村委員 報告書をまとめて、市長に提出するところまでは理解ができるが、市長に提出された報告書の公表についてはどのように考えているのか。

並木こども政  
策担当参事 報告書については、他の自治体の事例でも、ホームページ等でも公表されていますので、同様にホームページ等で公表を行いたいと考えています。

中村委員 公表するかしないかは、個人情報が含まれているのでかなり難しいと思うが、公表の仕方や内容、公表するかしないかについては、保護者や市、保育施設との間でわだかまりが残る状況が見受けられるが、これらについて何か取り決めがなされるのか、なされないにしてもその報告書の公表について委員の判断を求めることについてはいかがか。

並木こども政  
策担当参事 報告書については、当然個人名などのプライバシーに係る部分については、伏せてまとめることとなります。公表するか否かについては委員にはかることは今のところ考えておりません。公表することを前提に組織を立ち上げるものと考えています。

福原委員

2件のパブリックコメントの意見について伺いたい。

並木こども政  
策担当参事

1件目については、第1条の重篤な傷病の状態となる事故のところ、  
重度後遺症を合わせて明記してはどうかとの意見をいただきました。こ  
ちらにつきましては、重度後遺症の定義自体が不明確であることから明  
記が難しいとする考えを示しています。2件目については、第3条にお  
いて、一般の委員を入れることについての意見をいただきました。こち  
らにつきましては、国の通知において、再発の防止に知見のある有識者  
を想定していることや一般の公募の委員を選任する場合は、選任に時間  
を要し、審議の開始が遅れてしまうことや、公募の場合には事故の関係  
者を委員となることを完全に防ぐことが難しいことから、委員を一般の  
公募により選任することが難しいとする考えを示しています。

小林委員

放課後デイもこの施設に該当するのか。

並木こども政  
策担当参事

放課後デイサービスについては、指導監督権限が埼玉県となりますの  
で、対象からは外れるものです。

小林委員

このような事故が発生した件数は把握しているのか。

並木こども政  
策担当参事

過去3年間の全国での死亡事故の件数は、平成27年が14件、平成28年度が13件、平成29年度8件です。それ以前についてと比較しても大きく変動はしていない状況で推移しています。

小林委員

このような重大事故が起きないためには、施設の整備や人の配置や、配置された人の資格などが大きな要因となるが、規制緩和によりむしろ起こりやすい条件になっているのではないか。例えば、放課後児童クラブでは狭隘化、大規模化により起こりやすくなっているように思う。事故の原因が受託している事業者だけの問題としてなりがちにならないのか。

本田こども未  
来部長

委員のご意見については、市としてもこれまでも取り組んできましたし、今後も改善に努めてまいりたいと考えています。今回の委員会については、そういったこととは別個の第三者委員会となりますので、市の事業としてはこれまで以上に取り組んでまいりたいと考えています。

平井委員

議案資料ナンバー3の15ページに会議開催数は案件ごとに変動とあるが、事故が起きたら会議を開催することでよいか。

並木こども政  
策担当参事

事故が起きたときに、この会議を立ち上げることとなります。

平井委員	案件ごとに変動とは、解決をするまで何回も開催するという意味か。
並木こども政 策担当参事	事故の内容によっては開催回数が長引くことがあるとは思いますが、他の自治体の事例では、4回ないし5回で報告書をまとめています。
平井委員	1件の事案について、4、5回行われるということで、よいか。
並木こども政 策担当参事	そのとおりです。
赤川委員	対象となる重篤な傷病の状態について、該当するかどうかの最終的な判断はどこが行うのか。
並木こども政 策担当参事	対象とする状態は、死亡事故、意識不明による昏睡状態ですので、このような状態については特に診断書などを求めるものではなく、状態が続いていることを受けて、市で判断するものです。
赤川委員	昏睡状態が3日間続いた場合には、後遺症が残ったりすると思うが、昏睡状態が続いている状態で判断するのか、昏睡状態がおさまっても後遺症が残る場合も考えられるが、状態が続いていなければ対象とならな

いのか。

並木こども政  
策担当参事

意識不明の状態が一時的な失神のような場合には対象とはなりません  
ので、意識不明の状態ですぐICUでの治療となるなど、そのような状態にな  
っていることで判断するものです。

赤川委員

市によって、判断が変わったりすることはないのか。

並木こども政  
策担当参事

重篤な傷病の状態について、どこまでを検証委員会の対象とするかは  
各自治体に裁量があるものとなっています。

赤川委員

自治体の裁量によって対象が異なることでよいか。

本田こども未  
来部長

基本的には、死亡または重篤な傷病となります。これは市が判断する  
と申し上げましたが、判断に当たって、入院先の医師の話を聞くなど、  
専門家の意見を聞いた上で、最終的には判断することになります。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第22号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと

決する。

休 憩 (午前9時58分)

(説明員交代)

再 開 (午前10時9分)

○議案第29号「所沢市未熟児養育医療の給付に要する費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第29号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第32号「所沢市歯科診療所条例の一部を改正する条例制定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

平井委員

10月に消費税が10%にならなかった場合はどうするのか。

前田保健医療  
課長

国の動向に合わせて対応していく予定です。

平井委員

歯科診療所あおぞらはいつから始まったのか。

前田保健医療  
課長

今年度で20周年ということになります。

**【質疑終結】**

**【意 見】**

平井委員

日本共産党所沢市議団を代表し、議案第32号について反対の立場から意見を申し上げます。議案第32号の所沢市歯科診療所条例の一部を改正する条例制定についてですが、10月からの消費税増税は未定ということで、そもそも私たちは消費税増税には反対していますので、今回の改正は認められないということで、反対とします。

大石委員

自由民主党・無所属の会を代表し、議案第32号に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。消費税率変更に伴う必要な条例改正ですので、賛成します。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第32号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 （午前10時14分）